

多様性を一層受容する開かれた国民政党へ ～引き続き政権を託される自民党として～ 〈 党改革に関する提言 〉

平成30年7月20日
自由民主党
党・政治制度改革実行本部

昨年10月の衆議院総選挙において、自民党・公明党の与党が引き続き安定多数を得ることができた。これは、国民の皆様が自公政権復帰後の実績を踏まえつつ、引き続き政治の安定と政策の継続を求めて冷静なご判断をされた結果であると考えたい。しかし、他方で、乱立し、混乱する野党の「敵失」に助けられた面があったことも否定できない。実際に選挙の現場では厳しい政権批判の声も聞かれた。

「より丁寧に、より謙虚に、国民の声を聞いて政治を進めるべし」—これが、今の有権者の正直な声であると認識しなければならない。政党支持率を見ても、わが党への支持はある程度の水準で推移しているものの、盤石とは言い難い。

このような認識に立つとき、わが党には国民の声、とりわけ女性や子供、若年層等の、しばしばサイレントマジョリティとして、ボイカル（声の大きな）マイノリティの声にかき消されがちな、「ごく普通の暮らしに根差した声」にしっかり耳を傾け、より丁寧かつ謙虚な対話を通じて、それらの声を確実に反映する政策課題解決、政権運営を前に進めていくことが求められている。現在の政治環境に適合した党組織のあり方(governance)や、時代の要請に的確に応えることのできる政策立案能力の確保、さらに多様な候補者が政治の世界に参入する機会の確保(diversity)等、引き続き国民の皆様から政権を託していただく(sustainable)ため、「多様性を一層受容する(inclusive)開かれた(open)国民政党」を目指し、安定多数を保持しながらも「先ず隗より始めよ」との覚悟のもと改革を不断に進めていくことこそが肝要である。また、国会議員が広く信望を集めるためには、個々人として自ら研鑽を重ね、幅広い見識と教養を身につけることや、的確な情報の受発信を行える能力も必要となる。

こうした観点から、党・政治制度改革実行本部において、昨秋以来、時代の要請に応える党の抜本的な改革を推し進めるため、①「党本部・地方組織ガバナンス等改革部会」、②「政策立案力向上部会」、③「多様な候補者擁立推進部会」、④「“議員力”向上部会」、⑤「女性のニーズとソリューション部会」、⑥「若年層のチャンス拡大部会」、⑦「戦略的広報確立部会」の7つの部会を設置し、党内外から様々な意見を聴取しつつ、党改革の具体策について検討を重ねてきた。

ここに、当実行本部の検討結果を「提言」として公にする。

I 党本部・地方組織ガバナンス等改革

1 党本部、都道府県連のガバナンス改革

(1) 都道府県連の意思決定機関における多様性の確保

都道府県連の意思決定組織（総務会・常任幹事会等）は、国会議員・地方議員の比率や、性別や各年齢層などに配慮し、外部人材等の活用も含めよりバランスのとれた多様性のある人員構成にする。

(2) 選挙対策要綱の遵守

政党における候補者選考は、最重要事項の一つであり、ガバナンスの観点からも選挙対策要綱に必ず従って行わなければならない。このルールが遵守されない場合は、党本部選挙対策本部選挙対策委員長によって適正に措置する。

(3) 地方組織の政策立案機能強化

地方組織のあり方として、事務的な機能に加え、地方議員の政策立案を支援する機能を大幅に強化すべきである。従来型の業界等の要請に基づく政策立案に加え、社会的・時代的な要請に基づく政策立案やEBPM(Evidence Based Policy Making)に対応した政策立案のできる地方組織の体制を整える。

(4) 都道府県連のコンプライアンス室新設

コンプライアンスや情報発信の仕方、さらにはそれぞれにおける活動の整合性を考え、国会議員、地方議員のみならず、候補予定者、議員秘書、党本部職員、各都道府県連職員にもコンプライアンス研修を義務づける。また、各都道府県連にコンプライアンス室（顧問弁護士）を設置する。

(5) 各支部総会開催の厳格化と相互連携

各党組織において、選挙区支部、地域支部、職域支部も含め総会の開催を義務づける。選挙区支部、地域支部、職域支部の有機的な連携がとられていないことが、選挙においての取りこぼしにつながっている実情も指摘されており、選挙時を中心にこれらの組織の相互連携を深める方策を検討する。

(6) 政令市支部の位置づけ

政令市においては、都道府県連と市連の機能が二重になっているケースが散見されるところ、政令市の支部を地方組織（政令市支部）として党組織の中で正式に位置づけることを検討する。

2 自民党本部の情報管理

(1) 党本部のセキュリティガイドライン

党本部ビル内のゾーニングや文書管理などセキュリティのあり方に関して、ガイドラインを作成する。

(2) 会議の公開基準の策定

党の会議に関しては、法案審査や税制・予算等の政府・与党が連携して政策決定を行うようなものなどは原則オープンにし、動画中継、マスコミフルオープンとする。一方で、政治家個人の価値観に大きく関わるような議論や国防・テロ対策等機微な情報に関する議論を行う会議については、マスコミも含めて完全クローズにし、そのような場合には報道記者に対して責任者によるブリーフィングを行うなど、基準を策定する。

3 政党法の検討

現在政党の位置づけは法的にはなされていない。諸外国において政党法が定められている事例もある。政党に税金が投入されていることを考えれば、ガバナンスの観点から何らかの位置づけは必要であると考えられる。一方、立法府のあり方に大きく関わる政党が法律で縛られるべきかとの視点もある。議論は超党派でなされねばならないことなどを踏まえ、今後、政党法導入の是非について議論を進める。

II 政策立案力向上

1 「現場を見る・聞く」プロジェクト

(1) 日頃接点のない団体等との交流の拡大

患者・被害者団体、主婦、文化団体、NGO等、普段、わが党とのつながりが薄い団体等との交流を以下のような取り組みで拡大する。

- ① ともに汗を流す
職場環境や待遇などで、人手不足が懸念される介護、建設等の現場で実際に仕事をする。
- ② 政策要望の徹底調査
アンケートの持参やネットの活用により自民党への政策要望を徹底調査する。
- ③ 「チャレンジ黨員」制度
従来、接点がなかった特定分野・団体（NGO、IT系やボランティア団体等）について、新規開拓を希望する一般黨員、議員の公募を行うと同時に、採択議員については、活動スタッフを党の費用で張り付ける。
- ④ 党職員スタッフ採用

新たな友好団体・組織の開拓専属スタッフを、成果報酬型の業務委託形式で採用する。

(2) 「自民党版パブリックコメント」

ネットを窓口にした自民党の政策についてテーマを決め、広く国民から意見を募る。

(3) 「そうだ、キャンパスに行こう！」プロジェクト

- ① 若手議員による「押しかけ講演リスト（講演タイトルと議員名のリスト）」を大学の適切な窓口へ送付する。青年局と連動し、各議員が政策以外の分野での無料の講演を実施し、学生の就活・キャリア形成を支援する。
- ② 学生の声を聞く会を開催する（自民党議員のOBを通じた大学・弁論部等との接触）。

2 政策立案強化策

(1) 議員個人の「勉強会」を党が支援

一定数の議員が集まり、党本部で既存の友好団体以外からヒアリング等をする際、その勉強会を党が支援する。関心ある議員を広く募るため、開催を党の「会議のご案内」に記載する。

(2) 政務調査会の政策立案機能の強化

① 統括部門の強化

政務調査会全体の取りまとめや、国会議員の窓口としての機能を果たす統括部門（事務局長体制）を強化する。

② 部会等の活性化

- ・ 部会議事概要・資料等の党内サイトへの掲載
各会議の資料・議事概要について、可能な範囲でアーカイブ化し、事前及び事後のeラーニングを推進する。
- ・ 情報共有・発信
党の政策については、党所属国会議員・地方議員にネット配信を行い、資料のペーパーレス化に努めるとともに、情報共有の徹底を図る。また、党ホームページに政策テーマ毎に国立国会図書館等のリンクを掲載し、既存データを活用する。女性政策や若年層向けの政策も含め、政策にタグづけをすることにより、党ホームページを見れば党が推進する政策が一目でわかり、必要な情報に辿り着けるように工夫する。
- ・ 部会長人事の適材適所
役所や業界等にアジェンダ、提言案を丸投げする議員は政策能力無しとして、部会長から除外する。部会長就任要件として、当該分野に関する行革の行政事業レビュー等への関与経験を求める。
- ・ 部会インナーのメンバー固定化を防ぎ、多様性を担保する。
- ・ 部会長の補佐として政策秘書の能力相当のスタッフを党費で配置

部会長の補佐として、若手研究者、ポスト・ドクター、政策研究大学院大学の研究者など、政策秘書の能力相当のスタッフを党費で配置する。各分野の専門家を各部会に少なくとも2人（シニア／ジュニア）は配置し育成にも努める。

- ・ 政策の基礎データの要求
業界、政府からの、部会等の党に対する要望に際しては原則、政策の基礎データの裏付けを求める。

3 政策発信強化策

(1) 「総裁 3DAYS」

安倍「聞くぞう」「行くぞう」「やるぞう」プロジェクト実施

PC・スマートフォン向けのライブストリーミング形式インターネットテレビ（放送事業者ではない）で配信する。

- ・ 1日目に自民党総裁自らが生出演し各種陳情を聞く（聞くぞう）
- ・ 2日目に総裁が陳情に関連した現場の視察を行う（行くぞう）
- ・ 3日目に視察を踏まえた陳情への回答を発表する（やるぞう）

(2) カフェスタのサテライト中継

「現場を見る」「声を聞く」ことによって課題を認識する、すなわち、現場と「共感」するべく、被災地や患者団体のイベント会場等と党本部をサテライト中継で結ぶ。

(3) 「政策版クラウドファンディング」

- ① 具体的な政策をネットで国民から公募し、一定期間に特定の投票数に達した場合には、それを国民の声として、政調会長に政策提言を行う。
- ② 特定の政策に対する国民の声を、LINE やアンケートなどで集約し、世論調査とは異なる生の声として議員に開示し、党運営や政策立案に活用する。

4 市民社会（NPO・NGO等）との協働

様々な社会的課題に取り組んできた市民社会（NPO・NGO等）との関係を重点強化し、政策立案能力を高める。

- (1) 党として、様々なNPO等と対等なパートナーシップを構築し連携できる環境を整備する。
- (2) NPO等の人材がそれぞれの経験を活かして社会課題を解決するため、わが党の政策立案に参画する仕組みを構築する。

5 意思決定プロセス

(1) 党税調インナーの利益相反の解消など

外形的信頼性・公平性の点から、党税調インナーと税制と関連性の深い議連、調査会等の会長・役員の新規兼任を禁止する。同様の観点から、政策立案における政務調査会と議員連盟の役割のあり方を議論し整理する。

(2) 国会開会後の速やかな議員提出法案の審査

野党も深くからんだ議員提出法案なら、審議拒否にはならず大臣の委員会への出席も不要なので、国会開会後、速やかな審査を行う。

6 政策を軸とした党ガバナンス

(1) 「国家経営戦略会議」の新設

政調機能が霞が関と合わせる形で縦割りとなっており、政策を横断して優先順位を決める等の本来政治が果たすべき機能が弱い。政治家が本来なすべきグランドデザインや国家経営戦略に関する議論を行う場として「国家経営戦略会議」を政務調査会に設置する。

(2) 政調会長会議の IT 化・高頻度化／ボトムアップ型政策立案

個々の政策に関して国と地方の意識共有、有機的な連携を図るため、党本部政務調査会と都道府県連政務調査会の連携を強化する。テレビ会議などを活用した全国及びブロック別の政調会長会議の定例化、地域発の提案を国で実現するような仕組みの導入、国における主要施策に関し、部会での議論等のオープン化やプロモーション・ビデオ (PV) ・インフォグラフィック等活用による広報と国会議員・地方議員の集会等の現場における政策発信の一体的運用を図る。

(3) 公約づくりの任期満了 2 年前開始の原則化

選挙における公約のあり方について、自民党としての理念・価値観に基づく原則 (Principle) を明確に打ち出すことが重要である。特に、衆議院選挙においては、任期満了 2 年前のタイミングなどで、その議論を公式にスタートさせる。

Ⅲ 多様な候補者擁立推進

1 公募制度改革

(1) 公募による候補者選定の原則の徹底

衆議院、参議院のすべての空白選挙区において、候補者が決まっていな

公募・選考にはベストな候補者選定を行うため、必要かつ十分な時間をかけなければならない。

(2) 公募における必要かつ十分な時間の確保

- ① 常に選挙に備え、計画的に有為な人材を獲得するため、空白選挙区においては任期満了前、選考プロセスに必要かつ十分な時間が確保できる時期に公募を開始し、速やかに候補者を確定する。
- ② 解散・総選挙の直前に決めていた衆議院の比例代表単独候補者についても、①の時期から選考を始める。

(3) 都道府県連主導、党本部関与による公募の実施

- ① 現行の基本方針では、公募制度管理委員会を設置し、党本部と都道府県連が共催することと定められているが、公募制度導入以来、今日までにほとんどの都道府県連が独自に公募、予備選挙等を実施している実績があることや、公募に関する規約を単独で制定している都道府県連があることなどを踏まえ、公募制度管理委員会は廃止し、党本部の関与のもとで都道府県連が党本部の定めた公募に関する基本方針に従って主体的に公募、予備選挙を行うように改める。
- ② 都道府県連が公募等を実施する際には、当該都道府県連は公募実施選挙区、公募期間、応募資格、審査基準、選考委員名簿、選考方法、提出書類などを記載した「公募要項」を添えて、党本部選挙対策本部選挙対策委員長に申請し、その実施の許可を得なければならない。また、党本部は選考委員1名を派遣する。
- ③ 党本部派遣選考委員が参加する会議等は、必要に応じITを活用したテレビ会議などを活用する。
- ④ 公募等が終了したときには、応募者データ、選考経過及び結果を党本部選挙対策本部に必ず報告しなければならない。
- ⑤ 都道府県連において公募等を実施できない事情等がある場合には、党本部が代わって行うことができるものとする。

(4) 都道府県連選考委員会は幅広い層から構成

- ① 現行の基本方針では、都道府県連選考委員会の委員は、当該都道府県連、党本部及び民間有識者で構成すると定められているが、今後は、都道府県連選考委員会を常設機関とし、当該都道府県連、党本部派遣選考委員及び民間有識者等で構成する。
- ② その際、わが党及び公募に理解のある民間人として青年・女性などを含むより幅広い層から委員を選任し、当該都道府県連所属の議員は半数を超えないものとする。なお、委員については、プロフィールを含め党本部に報告する。

(5) 応募者への機会の拡大

現行の基本方針では、応募資格として、「イ 日本国籍を有する満25年以上(衆議院。参議院にあっては満30年以上)の者であること。ロ 自薦、他薦は問わないこと。ハ 当該公募実施選挙区に在住していない者の応募も認めること。」と定められている。近年、これらに加え、「党員○人、有権者○人、○以上の支部推薦」というような条件を課すこと

が目立つが、これは公募自体の開放性、応募者への機会の拡大の観点からこの条件の緩和を検討する。あわせて、候補者の多様性を確保する観点から、衆議院、参議院の選挙区選挙の公募においては、被選挙権年齢以外の年齢制限を設けない。

(6) 選考方法の運用原則

- ① 現行の基本方針では、選考方法として、㉞書類・面接審査で選考する方法と㉟書類・面接審査及び党員・党友による予備選挙で選考する方法、の2つの方法が定められている。都道府県連選考委員会は、選挙区事情を勘案し、多様な人材が幅広く参加しやすく、より競争性が担保される方法を選ばなければならない。党本部選挙対策本部選挙対策委員長はこの方針に沿って適切な公募が実施されるよう必要な助言、指導を行う。
- ② 党員・党友による予備選挙においては、公募合格者1名を選任する。ただし、当該選挙区の党員・党友数を勘案し、選挙区支部大会の承認に代えることができるものとする。
- ③ 衆議院選挙と参議院選挙に分かれている「公募・予備選挙による候補者選定に関する基本方針」は、(3) ①の提言に沿って改める。

(7) 応募者審査の充実

- ① 書類・面接審査だけで応募者の人格、教養、政策立案能力、表現能力や統率力等を見極めることは容易ではないことから、より人物本位の審査ができるよう、面接審査を複数回行ったり、面接のほか演説、質疑応答を加えたりするほか、審査の方法として、討論会、グループディスカッション、街頭演説などを組み入れるなど、審査をより充実させる。
- ② 書類審査の過程において、応募者の自民党への揺るぎない信念を把握できるようにするため、わが党に対する考え方なども盛り込んだ「基本政策アンケート」や論文を提出させるようにする。また、学歴を確認するため、卒業証明書の提出も求める。

(8) 世襲候補の公認ルール

- ※ ここでいう世襲候補とは、配偶者及び3親等以内の親族が同一の選挙区で当選したことがある衆議院議員及び参議院議員の候補者。同一の選挙区には、一部が共通する場合も含まれる。
- ① 世襲候補が公認を得ようとする場合においては、その他の場合と同様に、現職の引退表明と同時に当該選挙区は空白区となるため、当該候補者も先に述べた公募プロセスを経なければならない。
 - ② その際、その公募選考プロセス期間は、開かれた公募制度の下でベストな候補者を選考するに足る、必要かつ十分な時間を確保しなければならない。^(注)
 - ③ このルールが厳格に運用されるよう党本部選挙対策本部選挙対策委員長は各選挙区支部を適切に指導する。

(注) 「多様な候補者擁立推進部会」提言では、24か月。

- ④ 親族が現職議員である選挙区とは全く重複しない選挙区から立候補しようとする場合は、世襲候補とみなさず、他の候補者と同等の公募、公認及び立候補の扱いをする。

(9) 公募の積極的PR

公募実施に際しては、地元で記者会見を開くほか東京（党本部）でも行うなど、メディアを活用して、「国民に開かれた党」を積極的にアピールするとともに、党ホームページへの掲載をはじめ、党広報掲示板へのPRポスターの貼付、ビラ・プレスリリースの配布や、新聞広告への掲載などを行う。

(10) 公募方式変更等の明記

公募方式・日程等の急な変更が原因で訴訟を提起されないようにするため、「公募要項」に、公募方式・日程等を変更する場合があることや、選考過程・結果に対する異議等を受け付けないことを明記する。

(11) 応募者の情報管理とプール制

党本部選挙対策本部選挙対策委員会は、上記（3）との関連で、都道府県連から提供された応募者データについて、秘密保持に留意し厳正に管理するとともに、適時適切に情報を確認・更新し、本人の意思を確認のうえ将来の候補者リストとしてプールする。また、党活動の参考とすることができる。

(12) 応募合格者の義務

- ① 応募合格者は、地方政治学校が開催する講座を必ず受講しなければならない。
- ② 地方政治学校が設けられていない都道府県連にあつては、当該都道府県連主催の集会等に参加する。

(13) 地方議員・首長の公募

- ① 地方議員及び首長選挙の候補者を公募により選定することについては、現に、公募を実施している都道府県連があることを踏まえ、都道府県連の自主的な判断に基づき実施できる。
- ② なお、その際、今回の見直しを踏まえた「基本方針」に準拠する。

2 「現職優先」規定の見直し

- (1) 衆議院及び参議院の選挙区選挙候補者の公認にあたっては、選挙区から信任を得られない現職議員の選挙区については、公募の手続きをとり候補者を選定する。
- (2) 選挙区支部長である衆議院議員が信任されているか否かの判断について、党本部は全選挙区を対象に毎年1回、適切な時期に客観的なデータを基に判断を行い、あらかじめ定められた基準を満たさない現職議員の選挙区は、党本部が毎年3月末に行う支部長継続の可否に関する見直しの対象とする。

選挙区選出の参議院議員についても、任期満了前の適切な時期に客観的なデータを基に判断を行い、あらかじめ定められた基準を満たさない現職議員の選挙区は、公認の可否に関する見直しの対象とする。

見直しにおいて「否」と判断された現職議員の選挙区にあつては、公募を実施し、政治家を目指す有為な人材にもチャレンジの道を開くようにする。

- (3) 衆議院小選挙区及び参議院選挙区の現職議員の側から当該都道府県連に申請があれば、本人を含めた公募を実施できる。

3 比例代表候補者の選考ルール

比例代表候補者の選考及び決定プロセスの透明化を一層進めるため、選挙対策本部選挙対策委員会において、衆議院の比例代表選挙における候補者選定について、そのルールを明確化するとともに、具体的な選考基準を定める。

IV “議員力” 向上

1 「自民党道場」開設

「座学」、「見学」、「体験」から成る研修会を定期開催する。若手の国会議員の参加は原則必須とする。

- (1) 国内外の歴史、政党史、派閥史、歴代総理のビジョン、思想史
- (2) 日本の伝統・文化を継承している「道」（茶道、歌道、華道、武道など）
- (3) メディア対策訓練
- (4) デイベート訓練
- (5) SNS 利用
- (6) ボイストレーナーの受講 等

2 選挙に強い政治家の育成

当選1期目の国会議員及び新人の選挙区支部長が選挙に勝ち続けるため、党本部として日頃の政治活動の徹底のための指導を行う体制を構築する。

3 外交力の向上

- (1) 党・国際局の下に、「外交専門チーム」を設置する。国際共通言語化している英語力などを加味して選ばれたメンバーは、党が指定する国へ派

遣され、政党間／議員間の関係構築に努める。実績に応じ、担当国の変更やメンバー交替もある。チームには、メンバーをサポートする専門のサポートスタッフを置く。メンバーの中から将来の外務大臣を担う人材の輩出を目指す。

- (2) 海外メディア（新聞等）のダイジェスト版を作成して、議員が閲覧できるようにする。

4 秘書力の強化

- (1) 党本部・各都道府県連が一体となり、秘書採用のための共通のプラットフォームを作成する。また、適時に採用説明会も開催する。特に優秀な人材については、希望があれば、一時党職員として経験を積むことも可能とする。
- (2) 新規秘書には、年 1 回の研修会を開催し、陳情処理や地元後援会対策等の実践的な指導を行う。

V 女性のニーズとソリューション

1 「女性の声を聴く」仕組みづくり

多様なフィールドで活躍する女性たちの声、政治に積極的に時間を使うことのできない多忙な共働きの家庭の声、様々な課題に直面し困難を抱える女性たちの声など、そうした女性の生の声を正しく汲み取るため、党所属国会議員をはじめ各級議員が主体的に現場に足を運ぶ。

(1) 「生の声ファースト」プロジェクト

- ① SDGs の観点から「誰一人取り残さない社会」を実現するため、議員個人が、本当に困難な状況にある方々のもとに継続的に訪問する。党女性局においても貧困などの SDGs のテーマ別担当者を配置し、ヒアリングと視察を行い、政策立案や党の活動に反映する仕組みを構築する。
- ② 党は、民生委員やこども食堂の職員など、現場で日々活動し、地域の隅々まで熟知されている方々の声を定期的に聞き、課題解決に対応する。
- ③ ソーシャルワークが必要な分野の現場の声（児童相談所、こども食堂、障害者等）の聞き取り調査を各ブロックで党女性局から指導し、常時、実施、報告をする。
- ④ 各種団体へのヒアリングに際し、女性団体や女子大、保育所や幼稚園などに出向き、意見交換の場を設ける。このため、団体総局と連携し、

女性版ヒアリング検討スキームを今年度中に構築する。

(2) 「ふるさと対話集会」・「いどばたキャラバン」の積極的実施

生の声を聴く機会として、940回以上開催している「ふるさと対話集会」や都道府県連女性局主催の「いどばたキャラバン」は大変有効である。全支部長対象の「ふるさと対話集会」について、当選3期生までは年間開催を報告した上で、当該支部長への交付金を加配する。「いどばたキャラバン」についても、都道府県連毎に開催回数の数値目標を掲げるなど、引き続き積極的に実施する。

(3) 聞き取り調査の実施、集約

女性のニーズを幅広く集約するため、インターネット等を活用し、各種アンケートを実施する。上記(1)(2)のヒアリングとアンケート結果は第一次的資料と位置づけ、女性局と政務調査会でデータを分析し、女性関連施策全般にわたる政策に反映させる。さらに、ヒアリング等で集約した声が具体的にどのように政策に反映されたかについてフィードバックを義務づける。

2 女性政策への反映とモニタリング

(1) 「女性政策コンテスト」の開催

様々な方策で聴取した貴重な意見を取り入れることはもとより、それが民主的な手続きを経て党の政策に反映されることが政党政治のあるべき姿であると考え。ヒアリング等の結果を基に、政権公約において女性に特化した枠を設けることや、女性に身近なテーマを対象とした政策コンテストを開催し、優秀作は政策へ反映させ、党大会で表彰するなど、組織として担保する仕組みを検討する。

(2) 女性政策の統括・管理

女性や子供政策の一貫性を保つため、党女性局の役員構成や事務局体制を含め強化し、各種政策を統括・管理できる仕組み(部会等とは別の、政調会長と直接協議の場を設置する等も検討)を構築するなど、政策決定プロセスにおいてもこれまでにない柔軟で女性に特化した取り組みを進める。

(3) 政務調査会における「女性施策担当副会長」の新設

現在、党女性局や女性活躍推進本部が中心となり女性施策を推し進めているが、世論への喚起は決して十分とは言えない。政務調査会に女性施策担当副会長を設け全党的に女性政策の取りまとめを担うとともに、女性議員による部会を新設するなど、更なる女性施策推進体制を強化し、他党に先がけて情報発信を推進する。

3 女性の政治参画ための具体的施策の推進

女性の声を代表する女性議員数は、世界的に見て、国・地方ともに依然

として低い水準にとどまっており、GGI（ジェンダーギャップ指数）において136か国中114位にわが国がとどまる大きな要因となっている。平成30年（2018年）5月23日、均等な女性候補の擁立を目標とする「政治分野における男女共同参画推進法」が施行されたことを受け、わが党としての女性候補者増加の具体的目標を掲げる。

（1）候補者発掘のための有為な人材の一元管理と活用

政治への関心を持っている女性たちのデータベース化を図る（女性未来塾、ふるさと集会、いどばたキャラバン参加者など含む）。そのため、党本部における会議等に出席する女性の中から、志のある有為な人材を発掘、登録する。また、議員になった後も素養、政策力などを磨くための研修会等を開催し、議員力の向上に努める。

（2）「自民党の女性議員ゼロ自治体をなくそう！」プロジェクト

自民党の女性地方議員がいない自治体をなくす、「自民党の女性議員ゼロ自治体をなくそう！」運動を展開する。多様な候補者を擁立する観点から、各級選挙における女性候補者を増やす仕組みづくり（議会の働き方改革や地方議会における託児機能の設置、女性のための政治塾など）を検討する。

まずは、来年の統一地方選挙の対象となる自治体について自民党系の女性地方議員がゼロの自治体の半減を目指し、5年後の統一地方選挙においてすべての自治体についてなくすとともに、来年の統一地方選挙において自民党系の女性公認候補者が区域内に1人もいない衆議院小選挙区をなくす。

（3）女性局役員の全世代化

党本部・地方支部における女性局役員について、意識的に若い世代の女性を入れ、世代の多様性を確保する。

4 男女の意識改革

男性議員を中心に、妊娠体験や家事・育児研修といったイベントを通じ、男女の意識改革を実現する。また、セクハラ・パワハラ問題に関し、党所属国会議員、秘書及び党職員を対象に、知識とスキルを身につける研修会を一億総活躍推進本部、女性活躍推進本部、女性局が連携・協力し実施する。e-ラーニングを導入し、繰り返しの訓練を受けることにより意識改革を図る。

5 女性のための政策課題の検討

（1）女性に関する様々な課題の検討

小中学生段階の早期からの適切な性教育、産後ケア、不妊治療をはじめ、待機児童、女性経営者の育児休業・雇用保険、フリーランスの地位

向上など、未だに十分に取組みされていない女性に関する課題を検討し、施策に反映させる。

(2) 横断的視点と不断のチェック

女性活躍の視点があらゆる政策課題において意識されているかという横断的観点を持つ（gender mainstreaming^(注)）。政務調査会に新設される女性施策担当副会長と女性局が連携して、党の各政策についてそのような視点から不断に検討・確認する。

6 「朝のカフェスタ託児所」の検討など

子連れ出勤議員や子育て中の職員等のためのベビールーム（授乳室、おむつ替えベッド、子供用トイレ等）や、高齢者・障害者のためのサポートルームやトイレ補助設備などを党本部内に設置する。

直ちに実施可能な対策として、朝の会議等出席のため、保育園開園前の朝7時半～9時の間、カフェスタを託児所として開放することを検討する（※衆議院第二議員会館保育所は8:00～21:00）。また、子育て世帯の負担を軽減するために、早朝の会議開始時間を30分遅らせるなど配慮する。

VI 若年層のチャンス拡大

1 「若年層対策タスクフォース」の設置

各党内組織の活動を、横断的に共有するため、党内各機関の代表により構成される「若年層対策タスクフォース」を設置し、「若年層対策における総合戦略」の策定を行う。

タスクフォースにおいて策定された「総合戦略」を柱に、各党内組織は活動計画へと反映する。また、タスクフォースは、党本部に対して、党内組織の活動実施に必要な支援を要請する。

2 若年層との繋がりの拡大強化

(1) 若者向け「オープンカフェ・ダイアログ」開催等

- ① 若年層との対話による交流機会を増やすため、若年層が集いやすいオープンカフェ・オープンスペース（例えば、シェアオフィスの併設カ

(注) 様々な事象において、性別によって、その事象から受ける違いを認識し、適切な配慮をすること。同時に、あらゆる場面で性別に基づく差別を取り除くことに留意すること。

フェやインキュベーション施設のオープンスペース)などの場所へ党所属議員を派遣し、コーヒー等を飲みながらカジュアルな雰囲気の中で「オープンカフェ・ダイアログ」などの座談会や意見交換会を開催する。

- ② 若者と党所属国会議員が10名程度のグループに分かれてフリーディスカッションするヒアリング会（「若年層のチャンス拡大部会」の企画で実施済み）を、党として定期的実施し、若年層との繋がりを拡大し、党と若年層をつなぐ「人財」を発掘する。
- ③ 大学・高等教育のイベントやサークル、講演等への議員派遣を実施し、自民党の若年層対策のPR、政策への反映を目指す。

(2) インターン生の受け入れ体制の充実

- ① インターンシップ希望者の多様なニーズと、個々の議員事務所の受け入れ体制やメニューとのマッチングを行っている中央政治大学院の「コンシェルジュ機能」を充実・強化する。その際、実績を有する関連機関との連携も含め検討する。
- ② インターンシップ希望者がインターンシップ先を選ぶときの参考となる情報を提供するため、インターン生の受け入れを希望する議員事務所のPR動画や議員自らのプレゼン動画の作成を支援する。
- ③ 政治家、秘書志望以外のインターン希望者も多いことから、政治以外のキャリアパスを目指す若者に気づきを与えるインターン体験を提供できる体制やメニューを整備する。

(3) 人材のデータベース化

中央政治大学院や青年局、学生部、女性局の勉強会などで党に関心を持った人材と双方向で交流したり、党から情報発信をしたりするため、人材をデータベース化し継続的な関係を築く。また、各都道府県連、衆議院や参議院の選挙区支部等で受け入れたインターン生のデータベース化などについても支援を行う。

3 その他

(1) 若者プロデュースの総裁選挙討論会の実施

若年層を含め国民の政治参画を高める契機として、「自民党総裁選挙」は実質日本の総理を選ぶイベントであり、最もインパクトのある機会である。学生部を中心にネット配信やSNSを最大限活用した若者プロデュースの総裁選挙討論会を実施し、全国の若年層と自民党との距離を縮める機会として活用する。

(2) 党員申込みのネット完結システムの整備

ネットで党員申込み、本人確認、審査が完結する仕組みを整備し、党員拡大の一助とする。特に、若者プロデュースのネット配信やSNSを最大限活用した総裁選挙討論会を、若年層に対する自民党員入会の勧誘機会ととらえ、党員申込みのネット完結の仕組みを整備し、党員申込みを

しやすくする。この機会に入党した方々は、次回総裁選挙に党员として投票ができることになるので、政治参画意識も自民党の帰属意識も高くなることが期待できる。

(3) 被選挙権年齢の引き下げに伴う枠の創設

選挙権年齢の18歳への引き下げに伴い、現在各党で被選挙権年齢の引き下げ議論が活発に行われている。被選挙権年齢の引き下げが実現をした際は、それに合わせて衆議院議員選挙においては「アンダー25枠（25歳以下の候補者）」、参議院議員選挙においては「アンダー30枠（30歳以下の候補者）」を設け、全国公募を実施して、他党に先んじて若年層の公認候補者を発掘する。

(4) 学生政策スピーチ大会優勝者登録制度

自民党主催の学生向け政策スピーチコンテスト「自民党ヤングリーダー発掘スピーチコンテスト S1 (Speech 1)」を毎年開催する。決勝戦には党幹部が審査員として参加し、優勝者や優秀な成績をおさめたものは将来の候補予定者として党の人材プール制度のリストに登録する。また、党の中央政治大学院をはじめ様々なプログラムを優先的に受けられる資格を付与する。これに合わせて青年局学生部を量的・質的に大幅に拡充する。

VII 戦略的広報体制の確立

1 ネット戦略の更なる進化に向けて

(1) SNS サポートデスクの設置とネット研修会の開催

議員本人のネットリテラシーや技術力を強化することがネットユーザーからの信頼性、拡散力の向上に有効との観点から、広報本部に議員による SNS 活用を支援する常設のサポートデスクを設置する。議員本人の活用度に応じたネット研修会を定期的かつきめ細やかに行う。

一部の都道府県連で独自のネット放送局の立ち上げの動きがあることを踏まえ、広報本部で運営している「Cafesta (カフェスタ)」のノウハウや運用方法などに関する研修会を開催し、地方版 Cafesta 開局に向けた支援を行う。

(2) 新しいタイプのインターネット TV へのアプローチ強化

PC・スマートフォン向けのライブストリーミング形式インターネット TV (放送事業者ではない) 等、新たなネットメディアへのアプローチを積極的に行い、党役員、党所属国会議員が出演するネット番組の枠組みを拡大させることで、既存メディアに頼らない情報発信体制をより強固

なものとする。

(3) SNS を通じた情報発信の強化

党が推進する重要政策やその成果に関して、スマートフォン・ファーストの視点に立った画像やショートムービー等をネットメディア局が適宜制作し発信することで、ネットを通じた PR 力の強化を図る。特に、憲法改正の実現に向けた国内世論を喚起するべく、党ホームページ「憲法改正推進本部」の更なるスマートフォン対応やコンテンツの拡充により、国民への訴求力を向上させる。

(4) SNS 広告の活用

スマートフォンの利便性が急速に向上し、利用者の検索結果や購入履歴などから、個人の趣味・趣向に合わせた広告表示が可能となっている。これらビッグデータを活用し、セグメント分けした訴求対象へのネット広告の効果が高まっていることから、党の情報発信においても、スマートフォン向けの SNS 広告を積極的に活用することで、より効果的な PR 手法の構築を目指す。

(5) 統一地方選挙・参議院選挙（平成 31 年）に向けて

来年（平成 31 年）は、統一地方選挙と参議院選挙が同じ年に行われる。党や候補者となる議員個人が的確な情報発信を行うべく、来年の両選挙から逆算した長期スケジュールを党本部と都道府県連が協力して作成し、これに即した PR 活動を計画し、着実に実施する体制を整備する。

(6) ホームページの英語版の拡充

海外メディアにも、自民党の活動が伝わるように、党ホームページの英語版（フルバージョン）を作成し随時発信する。

2 既存メディアへの対応

(1) 取材対応への支援

当選 1、2 期生や若手議員に対するマスコミからの取材を支援するため、機微な問題に関する基本的な考え方を党本部の担当部署が作成し提供する。

(2) 地域密着型の情報発信

地方テレビ局や地方紙・郷土紙に対する、党本部や所属国会議員からのアプローチを強化することで、党の政策や議員活動を大手メディアに頼らない、ダイレクトかつ地元密着型の情報発信を推進する。

以上

党・政治制度改革実行本部 名簿

顧問	高村 正彦	副本部長	あべ 俊子	柴山 昌彦	菅原 一秀
本部長	塩崎 恭久		西村 明宏	萩生田光一	山際大志郎
本部長代理	山口 泰明		阿達 雅志 ^参	長谷川 岳 ^参	
事務局長	平 将明	事務局次長	小林 鷹之	三宅 伸吾 ^参	

◎党本部・地方組織ガバナンス等改革部会

アドバイザー	萩生田光一	山際大志郎			
主査	鈴木 馨祐				
副主査	小泉進次郎	井原 巧 ^参			
委員	石川 昭政	古賀 篤	牧島かれん	和田 義明	
	大野 泰正 ^参	二之湯武史 ^参	馬場 成志 ^参	森屋 宏 ^参	

◎政策立案力向上部会

アドバイザー	阿達 雅志 ^参				
主査	三宅 伸吾 ^参				
副主査	藤原 崇	吉川ゆうみ ^参			
委員	牧原 秀樹	穴見 陽一	石崎 徹	小林 史明	
	鈴木 憲和	宮澤 博行	谷川 とむ	古川 康	
	長谷川 岳 ^参	朝日健太郎 ^参	今井絵理子 ^参	元榮太一郎 ^参	
	渡辺美知太郎 ^参				

◎多様な候補者擁立推進部会

アドバイザー	柴山 昌彦				
主査	大岡 敏孝				
副主査	牧島かれん	元榮太一郎 ^参			
委員	小林 史明	津島 淳	上野 宏史	鳩山 二郎	
	三谷 英弘	中曽根康隆	小野田紀美 ^参		

◎“議員力”向上部会

アドバイザー	菅原 一秀				
主査	小林 鷹之				
副主査	宮内 秀樹	二之湯武史 ^参			
委員	松本 洋平	石川 昭政	田野瀬太道	福田 達夫	
	山田 賢司	山田 美樹	和田 義明	井原 巧 ^参	

◎女性のニーズとソリューション部会

アドバイザー	あべ 俊子				
主 査	太田 房江 ^参				
副 主 査	石田 昌宏 ^参	松川 るい ^参			
委 員	穴見 陽一	高橋 ひなこ	山田 美樹	鈴木 貴子	
	加藤 鮎子	木村 弥生	鈴木 隼人	宮路 拓馬	
	和田 義明	猪口 邦子 ^参	二之湯武史 ^参	吉川ゆうみ ^参	
	朝日健太郎 ^参	今井絵理子 ^参	自見はなこ ^参	進藤金日子 ^参	

◎若年層のチャンス拡大部会

アドバイザー	長谷川 岳 ^参				
主 査	高野光二郎 ^参				
副 主 査	山田 美樹	鈴木 隼人	宮路 拓馬		
委 員	宮澤 博行	鈴木 貴子	鳩山 二郎	国光あやの	
	山下 雄平 ^参	渡辺美知太郎 ^参	今井絵理子 ^参	佐藤 啓 ^参	

◎戦略的広報確立部会

アドバイザー	西村 明宏				
主 査	星野 剛士				
副 主 査	鳩山 二郎	朝日健太郎 ^参			
委 員	大西 宏幸	岡下 昌平	三谷 英弘	木村 哲也	
	穂坂 泰	本田 太郎			